

農道台帳作成業務特別仕様書

第1章 総 則

- 第1-1条 適用範囲
- 第1-2条 目的
- 第1-3条 場所
- 第1-4条 業務概要
- 第1-5条 一般事項

第2章 基本条件

- 第 2-1 条 作業基本条件
- 第 2-2 条 準拠する法令等
- 第 2-3 条 貸与資料等
- 第 2-4 条 準拠する法令及び貸与資料等の取扱い

第3章 作業内容

- 第 3-1 条 作業項目及び数量
- 第 3-2 条 作業の留意点
 - 第 3-2-1 条 基準点及び水準点
 - 第 3-2-2 条 現況平面測量
 - 第 3-2-3 条 農道台帳平面図作成
 - 第 3-2-4 条 農道台帳調書作成

第4章 打合せ

- 第 4-1 条 打合せ

第5章 成果品

- 第 5-1 条 成果品
- 第 5-2 条 成果品の装丁等

第 6 章

- 第 6-1 条 契約変更

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「業務委託契約書」、「農業農村整備事業 調査・測量・設計業務共通仕様書（令和7年（2025年）4月熊本県農林水産部）（以下共通仕様書という）及び「測量作業規定（昭和62年3月27日付け構造改善局長通達）（以下「規定」という）・同運用基準（昭和62年3月27日付け構造改善局建設部長通知）」によるほか、この特別仕様書により実施する。

(目的)

第1-2条 この作業は、土地改良事業により造成された道路（以下「農道」という）の適正な管理及び改良に資するため、農道台帳（調書及び平面図をもって構成）を作成するものである。

(場所)

第1-3条 作業予定地は、山江村全地区内で別添位置図のとおりである。

(概要)

第1-4条 業務の概要は、下記のとおりであり、詳細は第3章に示すとおりである。

農道台帳（調書、平面図）作成 L=0.501 Km

(一般事項)

第1-5条 業務委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序方法等は監督職員と厳密な連絡をとり、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 作業に従事する主任技術者は、対象業務に十分な経験を有したものでなければならない。
- (3) 本測量作業のための土地立入許可の取得は発注者で行うが、受託者は土地立入前及び測量終了後は速やかに監督職員に報告すること。
- (4) 現地において道路上の作業が中心になることを考慮して、交通安全及び交通の妨害にならないように注意すること。

第2章 基本条件

(作業基本条件)

第2-1条件 本作業の基本条件は次のとおりである。

- (1) 本測量の基準となる点及び路線の位置は、別添図面に示すとおりであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 現況平面図 測量幅 路肩より左右夫々約15m程度
縮尺 1/500
- (3) 農道台帳平面図 縮尺 1/500
範囲 路肩より左右夫々約15m程度
- (4) 農道台帳調書 調書作成に必要な資料等は貸与する。

(準拠する法令等)

第2-2条 本仕様書によるほか、次に示す関係法令、規程等に基づいて行うものとする。

名 称	制定年月日
(1) 測量法及び測量法施行令	平成2年 3月22日
(2) 農林水産省構造改善局長通達「農道台帳作成について」	
(3) 農林水産省構造改善局「農道台帳作成要領」	
(4) 山江村産業振興課作業規程	

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料等は、下記のとおりである。

資 料 名	数 量	備 考
(1) 道路法に基づく道路路線網図	一式	
(2) 現管理路線網図	一式	
(3) 現有農道台帳	一式	
(4) 公図・地番図等	一式	
(5) 農道工事竣工図	一式	
(6) その他関係資料	一式	

(準拠する法令及び貸与資料等の取扱い)

第 2-4 条 第 2-2 条 第 2-3 条に示す準拠する法令等及び貸与資料等の取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 本業務の基本的事項に関しては、監督職員の確認及び指示を受けるものとする。
- (2) 貸与資料で作業が難しい場合は、監督職員と事前に協議する。
- (3) 貸与資料は、原則として第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他は、完了検査時に一括して返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数値)

第 3-1 条 本業務の作業項目及び数量は次のとおりである。

- (1) 4 級基準点測量 4 点
- (2) 現況平面測量 縮尺 1/500
測量幅 路肩より左右夫々約 15m
- (3) 農道台帳平面図作成 S=1/500 L=0.501km (3 路線)
- (4) 農道台帳調書作成 3 路線

(作業の留意点)

第 3-2 条 作業上、特に留意する点は下記の作業別に示すとおりである。

第 3-2-1 条 基準点測量

(1) 基準点の設置

基準点の配置計画は監督職員の承認を得るものとする。

(2) 基準点測量

1) 観測方法と観測値の制限は、次によるものとする。

- ① 4 級基準点測量は単線とすることができる。
- ② 距離測定は、距離直続式の光波測距儀を使用し、2 読定を 1 セットとして、2 セット行うものとする。この時最大、最小の公差 1cm 以内とする。
- ③ 水平角の観測は方向法とする。
- ④ 水平角の観測は、4 級基準点測量については、1 対回とし、観測差の較差は 40 秒以内とする。
- ⑤ 鉛直角の観測は、1 対回とする。
- ⑥ 距離測定及び角の観測の結果が制限値を超えるものは、再測を行う。

2) 3級基準点及び4級基準点測量の計算は、距離、方向角、座標計算とし、計算値の制限は次のとおりとする。

- ①方向角の閉合差（3級基準点測量 $10 \text{ 秒} + 20 \text{ 秒} \sqrt{n}$ 、4級基準点測量 $50 \text{ 秒} \sqrt{n}$ ）及び座標の閉合差（3級基準点測量 $15 \text{ cm} + 10 \text{ cm} \sqrt{n} \sum S$ ）が制限内にある場合は、その閉合差を3級基準点及び4級基準点に均等配分する。
- ②基準点測量の高低計算による正反の較差は15cm以内とする。

第3-2-2条 現況平面測量

- ①3級基準点及び4級基準点に基づき、平面測量により、地形、地物等を測定図示するものとするが、既定の測量のうち第93条、第94条の細部測量に準拠して行うものとする。
- ②地物等を測定する方向線長は、図上10cm以上とし、地物等の測定誤差は、図上0.3cm以内とする。
- ③図式及び凡例は、測量作業規定及び作業要領によるものとする。

第3-2-3条 農道台帳平面図作成

農道台帳平面図の作成は地上測量によって作成された現況平面図をもとに農道台帳に必要な事項を現地調査し、作成する作業をいう。

(1) 現地調査

農道の現況について、次に示す事項を主として現地において調査、測定する。

- ① 農道の起終点付近及び幅員（全幅員）が0.5m以上変化する箇所全幅員及び車道幅員を測定する
- ② 路面の種類
- ③ 橋梁、形式、幅員、延長等
- ④ 農道の主要な付属物等（擁壁、ブロック積、横断暗渠、信号機等）
- ⑤ 農道敷地の境界杭、但し、現地において判明分
- ⑥ 農道下に埋設または、併設する用排水路の土地改良施設の名称及び種類、構造規模等
- ⑦ その他農道管理に必要な主要な施設で監督職員が指示するもの

(2) 農道台帳の平面図の作成

農道台帳平面図は、現況平面図（原図）を利用し、上記（1）の現地調査をもとに縮尺1/500により次の要領で作成する。

1) 平面図記入事項

- ①農道敷地の区域を示す境界線（但し、判明分として概略可）を記入する。

- ②市町村名、大字、字の名称及び境界線を記入する。
- ③全幅員が、0.5m以上変化する箇所毎に当該箇所の幅員を記入する。
- ④路面の種類（アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利道）を記入する。
- ⑤橋などの名称を記入する。
- ⑥自動車交通不能な区間がある場合は当該区間に不を記入する。
- ⑦農道敷地の所有者名及び地番を記入する。
- ⑧農道の効用を兼ねる主要な他の工作物（土地改良施設等）がある場合は、当該工作物を記入する。
- ⑨交差、接続又は重複する路線がある場合は、その道路（市町村道、農道等）及び路線名を記入する。
- ⑩主要な占用物件がある場合は、当該占用を記入する。
- ⑪方位、座標その他必要な事項について記入する。
- ⑫平面図の作成は、別途定める農道台帳要領に準ずるものとする。

2) 平面図の装丁

農道台帳平面図の大きさは監督職員の指示によるが、装丁時の仕上り（折り込み）はB4版又はA3版とする。

第3-2-4条 農道台帳調書作成

農道台帳調書の作成は、所定の様式に基づいて作成するものとし、次の事項を留意する。

(1) 測定基図の作成

幅員別延長、農道面積等の算定に当たっては、農道台帳平面図の原図を作成し、区間別に集計して行うものとする。

(2) 調書の作成

- ①調書の作成は、貸与資料及び現地調査結果等に基づいて作成するものとする。
- ②調書の記入方法は、別途定める作成要領によるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 打合せ時期及び回数等については、主として下記の段階で行うものとし、打合せは主任技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、山江村役場産業振興課とする。

- 第1回 作業着手時点
- 第2回 農道台帳平面図現地調査時
- 第3回 農道台帳調書作成時

第5章 成果品

(成果品)

第5-1条 提出すべき成果品及び提出部数は下記のとおりとする

成果品	規格等	部数	備考
農道台帳平面図 原図		1部	
農道台帳平面図 白焼き		1部	
農道台帳平面図 測定基図 原図		1部	
農道台帳平面図 測定基図 白焼き		1部	
農道台帳調書	B4版	1部	
農道台帳報告書	A4版	1部	
農道路線網図 白焼き		3部	

(成果品の装丁等)

第5-2条

- (1) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。なお、原図は図面筒に入れて提出するものとする。
- (2) 提出先 山江村役場産業振興課

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 契約変更を必要とする委託者、受託者協議事項は、下記のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 工期の変更が生じた場合。
- (4) その他重要な変更が生じた場合。